

令和8年度「中野市在宅福祉支援事業」の概要 (高齢者世帯)

○対象者とする方

市内に住所を有する70歳以上の高齢者のみの世帯かつ市民税非課税の世帯。
施設入所中や入院中の方は対象となりません。(退院、退所されてから申請して
ください。ただし、2人以上の高齢者世帯については、どなたかが在宅であれば申
請できます。)

通院費等タクシー利用料の助成

■助成内容	タクシー業者の利用1回につき <u>片道料金の2分の1の額又は900円のいずれか少ない額(助成券1枚につき)</u> を助成します。 <u>(上限900円)</u> ただし、 <u>自動車税や軽自動車税の減免を受けている場合は交付の対象となりません。</u>
■助成枚数 ※年度途中の申請は月割となります。	<u>年 48枚 (1世帯1冊)</u> (1月につき4枚)
■利用方法	<ul style="list-style-type: none">ご利用の際、助成券にあらかじめ<u>利用者(氏名)、利用月日、利用目的のご記入</u>をお願いします。指定業者をご利用いただきます。乗車の際に運転手に助成券をお渡しください。降車時、利用料金から助成額を引いた残りの額を直接運転手にお支払いください。

■利用できる業者

市で指定する業者(助成券に記載及び別紙参照。)

■注意事項

助成券は他人に譲渡することはできません。

また、不正な使用があった場合は返還していただきます。